

# 青年期の判断基準としての社会的知識に関する研究

姜 信善・大嶋 好美\*

(2005年10月19日受理)

A Study of Social Knowledge as Standards for Judgments  
in Adolescence

Sinsun KANG and Yoshimi OSHIMA

キーワード：問題行動，葛藤場面，判断基準，社会的知識，青年期

Key words : Problem Behavior, Conflict Situation, Standard for Judgment, Social Knowledge, Adolescence

## 問題及び目的

近年、少年犯罪やいじめ等、青年期の問題行動が多様化している。木村(1998)は、最近の非行少年たちの特質や非行の特徴の変化について、次の4点を挙げている。①集団による事件が増加しており、集団心理により逸脱行動に弾みがつき、凶悪事件に発展している②過去に非行歴のない少年が衝動的・突発的に重大事件を起こす例が増えている③覚醒剤事犯者が増えており、非行歴の浅い少年が乱用に陥る例が増えてきている④共感性に乏しい少年、うまく対人関係を結べない少年、「悩めない」少年が多くなっている。木村(1998)が指摘しているように、非行歴のない「普通である」と思われている青少年でも、環境や心理的状况など何らかのトラブルがきっかけとなって、問題行動を起こす可能性があることが考えられる。では、

なぜ一見「普通である」「いい子である」と思われる青少年が問題行動を起こしてしまうのであろうか。

人が行動を起こすには、何らかの判断基準が存在する。従って、問題行動を起こすかどうかは、その判断基準の違いや、偏りに問題が生じていることに起因するのではないかと考えられる。Turiel,E.(1983)は、社会集団内の相互作用には3種類の法則があり、社会に適応していくためにはそれらの法則にそった3種類の知識が必要になると考えている。その3種類の知識とは、道徳(moral)、社会的慣習(social convention)、個人(personal)と呼ばれているものである。まず、道徳とは他者の権利や福祉、信頼、公平に関係したものである。次に、社会的慣習とは、社会集団に参加している成員間の関係を調整する行動上の取り決めに関係したもので、挨拶、服装、食事のマナーなど、文

\* 富山大学大学院教育学研究科

化や状況に相対的なものである。最後に、個人領域とは、自己と他者の概念化に基づいて構成されるもので、行動の影響が自分だけにあり、自己の統制化におかれる行為が含まれる(二宮,1997)。自分や他者が「どのように行動すべきか」という葛藤場面に直面したとき、自己、他者、社会集団など様々な立場の観点から個人の意思決定がなされる。つまり、社会的知識が葛藤場面における対処方法の1つの判断の基準になることが考えられる。

ところが、現代青年期の問題行動の関連要因として、この社会的知識の観点から検討を行った研究はほとんど見当たらない。近年の問題行動に関する研究(山岸,2002)では、「非行少年は道徳性が低い」「非行少年は規範意識が低い」「非行少年は自己中心的な考え方しかできない」といったように、それぞれの領域が独立的に捉えられており、領域がどのように調整されているのかについては検討されていない。このようなことから、問題行動が単純に道徳や社会的慣習、あるいは個人の問題として片付けられ、これらのことが非行少年に対する偏見や拒否感につながる原因になり得るのではないだろうか。仮に、「仲のいい友人がいじめられています。あなたはどうしますか」という場面を考えてみる。対処方法として「関わらずに見過ごす」という選択をした場合、その判断の理由として「友人を守りたいが、自分が巻き込まれるのが嫌だから」という理由があるとする。対処方法だけを見ると、友人がいじめられているのをそのまま見過ごすという行動は、非道徳的な行動であるように思われるが、判断の理由について見ると、「自分を守りたい」という個人的領域に基づいて判断しているのだが、一方では「友人を守りたい」という道徳的領域も働かせている、つまり社会的知識の領域を調節し対処方法を決定しているということが窺える。日常生活において、このようないくつかの社会的知識の領域の調節が要求される場面は少なくないと思われる。葛藤場面における判断の基準に焦点を当てることによって、行動の表面では窺うことができない、その人がもつ社会的知識の特徴やその調節の仕方について理解する事ができると考えられる。そうすることにより、葛藤が生じるような状況において、よ

り適切な社会的知識に基づいた対処方法をとることができるよう、支援する手がかりがつかめるのではないだろうか。従って、表面的な行動だけではなく、青年期の葛藤場面の判断における社会的知識の特徴を捉えていくよう心がけていくべきではないかと考えられる。

そこで本研究の目的は、Turiel,E.(1983)のいう社会的知識の概念に基づいて、青年期の判断基準の特徴を明らかにすることである。そのために、Turiel,E.(1983)のいう社会的知識の3つの領域の調節が要求されると思われる葛藤場面を用い検討していく。

## 研究 I (予備調査)

### 1. 目的

予備調査では、高校生の実態により即した葛藤場面における社会的知識に基づく判断基準測定項目を作成することが目的である。そのため、大学生を対象に、あらかじめ社会的知識の3つの領域の調整が必要とされると思われる葛藤場面を提示し、そのような葛藤場面における対処方法や判断基準について検討し、判断基準測定項目の作成を試みる。

### 2. 方法

対象者：T大学の大学生252名

調査時期：2004年7月中旬～7月下旬

調査内容：判断において、Turiel,E.(1983)のいう社会的知識の調整が要求され、尚且つ、葛藤が生じると考えられる場面として、以下の6つの葛藤場面を用いた。自分自身に関する葛藤場面(進路)、対人関係に関する葛藤場面(友人の万引き)、非行(喫煙・飲酒・窃盗・出会い系サイト)に関する葛藤場面である(Table1参照)。それぞれの葛藤場面に直面した時の対処方法及びその理由について、高校生のときの自分だったらどのようなであったかということ想定してもらい、自由記述で回答を求めた。

### 3. 結果及び考察

Turiel,E.(1983)の社会的知識の概念に基づく、

Table 1 予備調査で用いられた葛藤場面

葛藤対象	葛藤内容	質問項目
自分自身	進路	あなたは進路や就職についてすごく悩んでいる時に、親から毎日のように将来についてうるさく言われ、学校でも友達関係がうまくいかず、何もかもが嫌になってしまいました。思い通りにならないくやしやイライラは最高潮に達しています。こんな時、高校生の時のあなただったらどうしますか。
対人関係	友人の万引き	買い物に行き店を出ると、友達の様子がよそよそしく、どうしたのかと聞いてみると、お店から品物を万引きしたことがわかりました。高校生の時のあなただったらどうしますか。
非行	喫煙	あなたの仲のいい友人の10人中9人が喫煙しており、あなたにもタバコを吸うように勧められました。高校生の時のあなただったらどうしますか。
	飲酒	学校の先輩とカラオケに行くと、先輩たちは当たり前のようにお酒を注文し、楽しそうに飲んでいました。あなたにもお酒を飲むように勧められました。高校生の時のあなただったらどうしますか。
	窃盗	朝はとても快晴だったのに、あなたが学校から帰ろうとした時、雨が降り始めました。傘立てには、傘を持ってきたであろう人たちの傘が置いてあります。高校生の時のあなただったらどうしますか。
	出会い系サイト	(女性の方のみにお聞きします) あなたの親友が、欲しいもの(高額)を手に入れるために、出会い系サイトに「3万円くれたらデートしてもいい」と投稿し、見知らぬ男性と会い、お金をもらったと言っていました。現在、このような出会い系サイトを利用してお金を得る若者が増えています。あなたにも、ずっと欲しかったもの(高額)があります。高校生の時のあなただったらどうしますか。

3つの領域の調節が要求される葛藤場面を用いることで、青年期の社会的知識に基づく判断基準の特徴をより明確に捉えることができると考えられる。そこで、予備調査で得られた6つの葛藤場面についての自由記述の回答から、対処方法の理由として社会的知識の3つの領域の調節が行われていると思われる回答が多く見られた、「友人の万引き」に関する仮想場面「買い物に行き店を出ると、友達の様子がよそよそしく、どうしたのかと聞いてみると、お店から品物を万引きしたことがわかりました。あなただったらどうしますか」について検討を行うことにした。「万引き」は、青年期の非行に多く見られる問題行動であり、この場面を用いることで、高校生の実態に即したより明確な結果が期待される。

そこで本研究では、「友人の万引き場面」に対する回答を中心に、以下検討していく。収集された回答のうち、万引きをした友人に対する対処方法についての自由記述から、大きく二つの解決方法がみられた。すなわち、「もう二度と万引きをするなと言う」「一緒にお店の人に謝りに行く」など、友人に積極的に関わろうとするもの、それに対して「そのまま何もしない」「友達との距離をおく」など、友人に対して関わりをもととしないというものがみられた。そこで前者を「関与

群」、後者を「非関与群」とした。また、「関与」と「非関与」という対処方法の違いに基づき、その判断の理由についても両群において具体的内容の違いが見られた。そこで、「関与群」「非関与群」の社会的知識に基づく判断基準についての検討を行う。

#### (1)-1 関与群の社会的知識に基づく判断基準

関与群の社会的知識に基づく判断基準として見られたのは、「悪いことは悪いと注意できるのが本当の友情だから」などの友人関係の維持や尊重に関するもの、「自分も共犯にされそうだから」などの自分への危害を避けようとするもの、「万引きをするような友人とは付き合いたくないから」などの友人の行為や人格への拒否・批判に関するもの、「万引き行動に対しては注意するべきだと思うから」などの自らの意志に関するもの、「万引きは規律に反することだから」などの社会的規範尊重に関するもの、「万引きは道徳的に悪いことだから」などの道徳性尊重に関するものであった。

#### (1)-2 非関与群の社会的知識に基づく判断基準

非関与群の社会的知識に基づく判断基準として見られたのは、「友達だからこそこばってあげたいから」などの友人関係の維持や尊重に関するもの、「自分には関係ないことだから」などの友人

の行為に対して無関心のもの、“自分も共犯にされたくないから”などの自分への危害を避けようとするもの、“万引きをするような友人と付き合いたくないから”などの友人への拒否や批判に関するもの、“返しに行こうと言う勇気がないから”などの、注意することに対して消極的なもの、“高校の規則や法律にあまりとらわれたくないから”などの社会的規範意識の低さに関するもの、“万引きはそれほど悪いことではないから”などの道徳性の低さに関するものであった。

### (1)-3 関与群と非関与群の判断基準の内容の比較

自由記述の回答から得られた関与群と非関与群の判断基準について、上述のようにその具体的内容において違いが見られたことから、ここでは両群の判断基準について比較検討する。

関与群と非関与群に共通して見られた判断基準については、Turiel,E.(1983)のいう社会的知識の3つの領域で分類することができた。すなわち、1つ目は、“友人関係の維持や尊重に関するもの”であり、Turiel,E.(1983)の“個人的領域”に基づくものである。関与群では、友人に注意することが友人のためであるといったものが含まれるのに対し、非関与群では、友達だからこそかばってあげたいという内容のものが含まれていた。

2つ目は、“社会的規範に関するもの”であり、Turiel,E.(1983)の“社会的慣習領域”に基づくものである。その具体的内容において、関与群では、規律や規範を守ろうとする内容であるのに対し、非関与群では、規則や規範にとらわれたくないという内容であり、違いが見られた。

3つ目に、“道徳性に関するもの”であり、Turiel,E.(1983)の“道徳的領域”に基づくものである。関与群では、他人への加害や物事の善悪、罪悪感を意識した内容であるのに対し、非関与群では、一度くらいなら万引きしても良いといった罪悪感が低いものなどがあった。このように、関与群において判断の基準になるもの、非関与群において判断の基準になるものがそれぞれ示された。

### (2) 社会的知識に基づく判断基準測定項目の作成と検討

得られた自由記述について再検討し、判断基準に関する項目についてTuriel,E.(1983)のいう社会

的知識の“個人的領域”“社会的慣習領域”“道徳的領域”の3つの領域に分類した。関与群においては“個人的領域”として「友人関係の尊重に関するもの」「自分の利害を中心に考えているもの」「友人に対する批判や拒否に関するもの」「自分自身の意志に関するもの」、 “社会的慣習領域”として「社会的規範に関するもの」、 “道徳的領域”として「物事の善悪の判断に関するもの」「他人への加害を意識したもの」「万引きに対する罪悪感に関するもの」などの内容について項目の作成を行った。非関与群においては“個人的領域”として「友人関係の尊重に関するもの」「自分の利害を中心に考えているもの」「友人の万引きに無関心なもの」「自分自身の意志を断念しているもの」、 “社会的慣習領域”として「社会的規範に関するもの」、 “道徳的領域”として「物事の善悪の判断に関するもの」「他人への加害を意識したもの」「万引きに対する罪悪感に関するもの」のカテゴリーについて項目の作成を行った。作成された全ての項目について①項目内容の各領域ごとのカテゴリーへの合致性、②各領域ごとのカテゴリーの項目内容への合致性、③質問項目の言語表現の適正を検討し、問題点が指摘された項目については修正または削除を行った。最終的に、関与群の判断基準測定項目として計50項目、非関与群の判断基準測定項目として計61項目がそれぞれ作成された。

## 研究Ⅱ（本調査）

### 1. 目的

予備調査では、「友人の万引き」という葛藤場面における、対処方法の判断基準について検討を行った。その結果、「関与する」「関与しない」といった対処方法によって、その判断基準の違いが示された。そこで、本研究での目的は、予備調査によって収集・作成された、社会的知識に基づく判断基準に関する質問項目を用い、現代の高校生 の葛藤場面における判断基準としての社会的知識の特徴を検討し明らかにすることである。

### 2. 方法

対象者：T県内の高校生424名（私立高校1校、1年生272名、県立高校1校、1年生152名）

Table 2-1 関与群の判断基準に関する項目の因子分析

No	項目内容	F1	F2	F3	F4	共通性
43	万引きは人間的・常識的に良くないことだから	.750	.262	.168	.007	.660
42	万引きは道徳的に悪いことだから	.741	.248	.114	.019	.625
44	善悪の判断は友達だからこそしっかりとしてほしいから	.731	.324	.049	-.015	.645
37	お店の人に迷惑をかけてしまうから	.721	.078	.112	.155	.562
50	お店の人に申し訳ないと思うから	.676	.010	.209	.201	.552
46	万引きをそのまま見逃すことだから	.675	.334	.030	.011	.657
35	人にとって規律を守ることが大事なことだから	.652	.332	.071	.076	.545
31	万引きは規律に反することだから	.598	.370	.105	.111	.518
47	人にとってモラルは大事なことから	.598	.251	.337	.055	.537
26	誤りは早いうちに正した方が良いから	.596	.359	.140	-.022	.503
36	自分は規律を守れる人間であるから	.549	.240	.315	.188	.493
25	そのまま万引きを見逃すわけにはいかないから	.544	.258	.236	-.203	.418
27	万引きは良心的に許せないことだから	.535	.305	.345	.067	.502
48	そのままにしておくと自分に罪悪感が残るから	.533	.177	.275	.144	.412
9	大切な友人の問題なので、一緒になんとかしてあげたいから	.161	.662	.010	-.107	.476
5	友人に悪いことは悪いと注意できるのが本当の友情だと思うから	.245	.627	.130	-.142	.491
8	自分の友人が万引きをするなんて悲しいから	.175	.601	.119	.144	.427
6	自分が友人に働きかけることによって、友人が立ち直ることができると思うから	.267	.582	.292	.024	.496
2	友人に二度と同じことを繰り返してほしくないから	.263	.576	.079	-.019	.419
1	そのままにして友人が捕まるのが嫌だから	.132	.541	-.119	-.079	.330
7	友人にはしっかりとした人でいてほしいから	.245	.538	.158	.074	.380
4	このような手段で物を手に入れても、必ず後悔する日がくるだろうから	.353	.530	.054	.043	.410
3	なにか深い事情があるだろうから	.107	.342	.095	.063	.141
18	常識をもっていない友達は必要ないから	.067	.004	.716	.166	.545
22	自分と善悪の考え方が異なる人と友達でいたくないから	.236	.143	.705	.151	.596
19	万引きをするような人に嫌悪感を感じるから	.265	-.028	.683	.170	.567
23	後先を考えずに行動するような人と友達でいたくないから	.268	.131	.665	.159	.557
14	万引きを注意して周囲から良い評価を得たいから	.053	.058	.587	.286	.432
10	自分が共犯にされたくないから	.076	.010	.146	.882	.804
11	面倒なことに巻き込まれそうだから	.018	-.053	.211	.862	.790
12	犯罪行為に関わりたくないから	.104	-.024	.240	.790	.692
13	自分も万引きをするような人間だと周りの人から思われたくないから	.188	.043	.237	.591	.640
因子負荷固有値		17.375	5.328	1.865	1.486	
因子寄与率(累積寄与率)		34.7	10.7	3.7	3	(52.1)
(α係数)		(0.93)	(0.84)	(0.86)	(0.92)	(0.93)

調査時期：12月中旬

調査内容：友人の万引きについて、注意するかどうかを尋ね、「注意する」と答えた場合は予備調査によって作成された「関与群」の判断基準に関する項目について、一方「注意しない」と答えた場合は「非関与群」の判断基準に関する項目についてそれぞれ、「1：全く当てはまらない」～「4：よく当てはまる」の4件法で回答を求めた。

分析手続き：判断基準に関する質問項目に対する回答を、「1：全く当てはまらない1点～4：よく当てはまる4点」として得点化を行った。なお、逆転項目の場合は、1と回答していれば4点、4と

回答していれば1点というように反転して得点化を行い、バリマックス回転による因子分析を行った。

### 3. 結果

#### (1) 関与群の判断基準についての因子分析

関与群の判断基準の特徴を明らかにするため、関与群の社会的知識に関する50項目について因子分析を行った。

固有値の減退状態などから、4因子を仮定することができた。因子負荷量が.30以下の項目、複数の因子に因子負荷量が高い項目を削除した後、残りの項目について再度因子分析を行った。バリマックス回転後の因子構造をTable2-1に示す。累積寄与率は52.1%であった。

第1因子は“万引きは道徳的に悪いことだから” “万引きは規律に反することだから”などの項目からなり、「社会規範・道徳性尊重」因子とした。第2因子は“大切な友人の問題なので、一緒になんとかしてあげたいから” “友人に悪いことは悪いと注意できるのが本当の友情だと思うから”などの項目からなり、「友人関係尊重」因子とした。第3因子は“常識をもっていない友達はいらないから” “自分と善悪の考え方が異なる人と友達でいたくないから”などの項目からなり、「友人関係拒否」因子とした。第4因子は“自分が共犯にされたくないから” “面倒なことに巻き込まれそうだから”などの項目からなり、「利己性」因子とした。また、Cronbachの $\alpha$ 係数を算出したところ、第1因子、第2因子、第3因子、第4因子の $\alpha$ 係数は順に、0.93、0.84、0.86、0.92であり、いずれにおいても十分な値であった。

## (2) 非関与群の判断基準についての因子分析

非関与群の判断基準の特徴を明らかにするため、非関与群の社会的知識に関する61項目について因子分析を行った。

固有値の減退状態などから、6因子を仮定することができた。因子負荷量が.30以下の項目、複数の因子に因子負荷量が高い項目を削除した後、残りの項目について再度因子分析を行った。バリマックス回転後の因子構造をTable2-2に示す。累積寄与率は58.8%であった。

第1因子は“自分と善悪の考え方が異なる人とは付き合いたくないから” “万引きをするような友人に嫌悪感を感じるから”などの項目からなり、「友人関係拒否」因子とした。第2因子は“友人自身の問題なので、本人が責任を取ればよいから” “面倒なことに巻き込まれそうだから”などの項目からなり、「被害回避」因子とした。第3因子は“自分ひとりではどのように対処すべきか分からないから” “返しに行こうと言う勇気がないから”などの項目からなり、「意志断念」因子とした。第4因子は“万引きをしている人は他にもいるので、悪いとは思わないから” “ばれなければそれでいいから”などの項目からなり、「社会規範・道徳性欠如」因子とした。第5因子は“家族

が知ったら悲しむだろうから” “学校や先生に迷惑をかけたくないから”などの項目からなり、「他者傷つけ回避」因子とした。第6因子は“見つかって友人が捕まるのが嫌だから” “友人のしたことを受け止めてあげたいから”などの項目からなり、「友人擁護」因子とした。また、Cronbachの $\alpha$ 係数を算出したところ、第1因子、第2因子、第3因子、第4因子、第5因子、第6因子の $\alpha$ 係数は順に、0.94、0.89、0.93、0.89、0.91、0.82であり、各因子の信頼性が確認された。

## 4. 考察

本研究では、友人の万引きについて注意するかどうかを尋ね、“注意する”と答えたものを「関与群」、 “注意しない”と答えたものを「非関与群」とし、その対処方法の理由について分析を行った。ここでは、各群それぞれの判断基準について検討し、高校生の社会的知識の全体的特徴について考察していく。

### (1) 関与群の判断基準について

関与群における判断基準についての因子分析の結果、“社会的慣習領域” “道徳的領域”の混合因子と見られる「社会規範・道徳性尊重」、 “個人的領域”に基づく「友人関係尊重」「友人関係拒否」「利己性」の4因子構造として示された。Turiel,E.(1983)の社会的知識に基づいて、3つの領域に関する項目を設定していたが、本研究の結果、関与群の場合、“社会的慣習領域”と“道徳的領域”とが混合して見られたことから、今日の高校生が、“社会的慣習領域”と“道徳的領域”とを区別せず、守るべき一つのまとまりとして捉えているということが窺え、それが判断基準に結びついているということが推察される。

“個人的領域”に基づく因子として、「友人関係尊重」「友人関係拒否」「利己性」が見られたが、このことについては次のように解釈される。すなわち、“大切な友人の問題なので、一緒になんとかしてあげたいから”などの項目からわかるように、友人との関係を尊重し、積極的に関わってこうとする個人の思いが、「友人関係尊重」という判断基準に結びついているということが考えられる。しかしその一方で、“常識がない人とは友

Table 2-2 非関与群の判断基準に関する項目の因子分析

No	項目内容	F1	F2	F3	F4	F5	F6	共通性
28	自分と善悪の考え方が異なる人とは付き合いたくないから	.804	.207	.202	-.087	-.037	.090	.747
25	万引きをするような友人に嫌悪感を感じるから	.801	.163	.143	-.031	.138	.079	.715
29	後先を考えずに行動するような人と友達でいたくないから	.788	-.216	.123	-.122	-.040	.120	.713
24	常識をもっていない友達に必要なから	.740	.205	.064	-.068	.023	.055	.602
44	万引きのような犯罪を犯す人と付き合いたくないから	.734	.158	.006	-.010	.211	.028	.609
30	万引きをするような考え方に納得がいけないから	.688	-.021	.281	-.046	.259	.154	.645
42	規律が守れないような友人とは付き合いたくないから	.667	.309	.056	.044	.242	-.074	.609
39	万引きは規律に反することだから	.659	-.035	.262	-.034	.428	.023	.689
26	万引きが生理的に許せないから	.637	.091	.185	-.035	.293	.220	.584
54	善悪の判断ができない友人と付き合いたくないから	.623	.034	.184	-.170	.012	.170	.481
27	高校生にもなって万引きをするのは恥ずかしいから	.610	.096	.165	-.085	.403	.082	.585
22	友人に裏切られたような気がするから	.510	-.026	.064	-.160	.071	.453	.501
11	友人自身の問題なので、本人が責任を取ればよいから	.114	.818	-.083	-.003	.007	-.059	.692
15	面倒なことに巻き込まれそうだから	.138	.807	.105	.012	.146	-.043	.705
10	自分以外の問題に関わるのは面倒だから	.162	.763	.057	-.076	-.32	-.062	.622
16	犯罪行為に関わりたくないから	.226	.727	.291	.055	.206	-.144	.731
14	自分が共犯にされたくないから	.153	.700	.313	-.023	.119	.009	.627
12	何をしようともその人の勝手だから	-.108	.683	-.105	-.172	.059	.031	.523
19	見つからないようになんとかしてほしいなどといって、友人に頼られたくないから	.368	.627	.100	.055	.100	.025	.551
13	万引きした友人にもし罰が与えられようとも、なんとも思わないから	.114	.591	-.059	-.192	-.248	-.162	.490
23	他人に自分の考えを押し付ける必要がないから	.093	.460	-.095	-.184	-.049	.217	.313
8	特に何かしようとは思わないから	.010	.406	-.036	-.179	-.034	.088	.207
36	自分ひとりではどのように対処すべきかわからないから	.201	.063	.837	-.057	.157	.221	.822
33	返しに行ってみつかるのが怖いから	.249	.075	.813	-.074	.199	.079	.780
32	返しに行こうと言う勇気がないから	.185	-.043	.811	-.075	.130	.147	.737
31	友人にとってどうしてあげることが一番良いことなのかわからないから	.193	.014	.751	-.012	.191	.263	.708
34	友人を注意する自信がないから	.346	.043	.733	-.055	.050	.141	.684
57*	万引きをしている人は他にもいるので、悪いとは思わないから	-.144	-.050	-.084	.803	-.121	-.152	.713
60*	ばれなければそれでいいから	.054	-.104	-.104	.765	-.008	-.071	.615
55*	万引きはそれほど悪いことではないから	-.110	-.158	-.160	.765	-.022	-.176	.678
61*	1度ぐらゐはしてもいいと思うから	-.001	.003	.008	.741	-.058	.024	.553
59*	やってしまったことはしかたがないから	.032	-.273	.028	.697	-.022	-.200	.603
58*	万引きするだけでその人の人間性が問われるわけではないから	-.013	-.135	-.061	.660	-.068	-.343	.581
41*	高校の規則や法律をあまり意識していないから	-.249	-.088	.024	.642	-.163	-.098	.519
51*	万引きぐらいでは他人に迷惑をかけないから	-.221	-.183	-.046	.599	-.185	-.092	.486
46*	規則にとらわれたくないから	-.167	-.142	-.225	.571	-.356	-.164	.593
47	家族が知ったら悲しむだろうから	.286	.050	.262	-.115	.705	.296	.750
49	学校や先生に迷惑をかけたくないから	.321	.016	.246	-.229	.691	.181	.727
48	両親が責められるようなことになるのが気の毒だから	.261	.102	.156	-.350	.690	.206	.744
50	友達や周囲の人を悲しませたくないから	.303	-.075	.223	-.369	.610	.115	.670
5	大切な友達なので正直に話してくれると信じているから	.184	-.027	.087	-.079	.129	.735	.605
6	友人のしたことを受け止めてあげたいから	.238	-.012	.125	-.246	-.070	.676	.595
3	見つかって友人が捕まるのが嫌だから	-.063	-.044	.318	-.073	.302	.608	.573
7	友人のしたことを責めたくないから	.083	.043	.153	-.310	.129	.592	.495
1	友達だからこそかばってあげたいから	.004	-.169	.260	-.223	.270	.554	.528
4	何か深い事情があるだろうから	.187	.136	.053	-.208	.020	.457	.309
因子負荷固有値		18.172	5.903	5.126	2.991	1.898	1.751	
因子寄与率 (累積寄与率)		29.8	9.7	8.4	4.9	3.1	2.9	(58.8)
(α係数)		(0.94)	(0.89)	(0.93)	(0.89)	(0.91)	(0.82)	(0.94)

\* は逆転項目

達でいたくないから”という項目が含まれる「友人関係拒否」因子が見られた。これは、友人関係よりも、常識から外れていることや、万引きという行為が許せないという思いの方に重みをつけて

判断を行っているということが窺える。

また、“自分が共犯にされたくないから”などの項目からなる「利己性」因子が見られた。「利己性」因子は、個人的領域の中でも、自己中心的

で自分の立場を守ろうとする気持ちが強いことから示されたものと推察される。すなわち、「利己性」因子は、判断が求められるような葛藤場面において、他の領域よりも、一層個人的領域に重きをおいた領域の調節が行われたものと解釈される。

## (2) 非関与群の判断基準について

非関与群における判断基準は、“個人的領域”に基づく「友人関係拒否」「被害回避」「意志断念」「友人擁護」、「社会的慣習領域」「道徳的領域」の混合因子である「社会規範・道徳性希薄」、「道徳的領域」に基づく「他者傷つけ回避」という6因子構造であった。“個人的領域”において、関与群での「友人関係尊重」因子とは別に、非関与群では「友人擁護」因子が見られたことから、友人の万引きに関して非関与的な対処方法をとってはいるが、判断基準についてみると、「友人をかばってあげたい」という友人を擁護しようとする心理要因が反映されたことが窺える。すなわちこれは、「万引きは悪いことである」という道徳的領域と、「友人をかばいたい」という個人的領域が関連し、友人を守ろうとする個人的領域に重きをおいて判断されたものと推察される。また、「意志断念」因子は、友人に対して何かしてあげたいが、どうしたらいいのかわからない、といったような項目から成っている。すなわち、自らの意志を貫き通すことができなかつたものの、友人のために関与しようとする意志が窺えることから、個人的領域の中でも自己中心的要素が低い因子であると考えられる。「社会規範・道徳性希薄」因子は、社会規範や道徳性にとらわれない、または社会規範・道徳性に反するような内容から構成されている。友人の万引きに対して、非関与的な対処方法、つまり、そのまま見過ごすなどの対処方法をとる場合、校則や法律、物事の善悪に対する意識の低さや無関心さが要因となっている可能性が考えられる。

ところが、関与群とは異なって、非関与群では、道徳的領域の中でも「他者傷つけ回避」因子が独立して見られた。この因子には、「友達や周囲の人を悲しませたくないから」といった項目が含まれており、これは、過去の自らの万引きに関する

直接的経験、あるいは、身近な人による間接的経験の影響によるものではないかと考えられる。そのようなことから、『万引きが、周囲の人を悲しませることになる』という思いに結びつき、判断基準に反映された可能性が推察される。

## (3) 高校生の社会的知識に基づく判断基準について

上述のように、関与群、非関与群における対処方法に対する判断基準の特徴がそれぞれ示されたが、ここでは、それらを包括的に考察し、高校生の社会的知識に基づく判断基準についての検討を行う。

本研究では、判断基準尺度項目を作成する際、Turiel,E.(1983)の社会的知識にならって、“個人的領域”“社会的慣習領域”“道徳的領域”の3つの領域を設けた。しかし本研究の結果、関与群の判断基準第1因子「社会規範・道徳性尊重」因子及び、非関与群の第4因子「社会規範・道徳性希薄」因子に見られるように、現代の高校生の場合、“社会的慣習領域”と“道徳的領域”とが、明確に区別されていないという社会的知識の特徴が示された。判断に迷うような葛藤場面に陥った場合、曖昧な判断基準で対処方法を決定すると、より自己中心的な判断に偏ったり、物事の善悪を把握することなく、不適切な対処方法をとってしまうことになりかねない。従って、葛藤場面に陥った場合、状況に応じて正しく対処するためには、“社会的慣習領域”“道徳的領域”がバランス良く働くような社会的知識を身に付ける必要があると考えられる。一方、非関与群において、“家族が知ったら悲しむから”などの項目からなる“道徳的領域”としての「他者傷つけ回避」因子が独立して見られた。このことから、特に非関与群では道徳的領域の中でも、他人の心を傷つけてしまうような他者への危害を意識し、相手の立場になって物事を判断しようとする傾向があることが考えられる。これらの中には、今までの万引きに関する仮想場面と同様の経験、あるいは被験者自身の万引きの経験が判断基準に影響を及ぼしている可能性が考えられる。他者を傷つけたり、迷惑をかけたという過去の経験が、同じことを繰り返し



たくないという思いにつながり、「他者傷つけ回避」という判断基準が見られたのではないだろうか。友人の万引きという問題行動場面において、注意しないという対処方法は、一見望ましくない行動であるかのように思われるかもしれないが、その判断の背景にある社会的知識の特徴を捉えることで、道徳的領域に基づいて判断を行ったことが窺え、一概に望ましくない行動であるとは言えないのではないだろうか。

このようなことから、問題行動を起こす青年に対し、道徳性が低い、あるいは規範意識が低いといったような、否定的な見方をするのではなく、青年の社会的知識の各領域間の調節の仕方をより具体的に捉えることで、表面的行動だけでは理解することのできない青年の心理特徴を明らかにすることが可能になると考えられる。そうすることによって、問題行動改善のためのよりよい支援の方法を見出すことができるとともに、非行等の問題行動の予防に役立てると思われる。

青年期は、仲間関係がより密接になる時期であり、そこから生じる対人関係、あるいは学業や進路などについて悩み、親への依存と独立の狭間で葛藤する時期である。また、大人や社会に対して批判的、反抗的になりやすい時期でもある。そのような状況の中で、葛藤場面に直面した場合、判断基準は、個人の意志や価値観を優先しがちになり、一方、社会的慣習領域と道徳的領域とは明確に区別されず、守るべき一つのものという程度の認識で判断が行われることが考えられる。中学校まで行われてきた道徳教育の成果の継続に疑問が生じるものになった。小学校、中学校で行われる道徳教育が、単に資料読解や感想文などその場限りの教育に留まるのではなく、規範意識や道徳性、思いやり等が、児童生徒の資質となりうるよう、明確に育まれるべきであろう。社会的知識の領域がバランスよく調節され、状況に応じてより適切な判断、行動が行えるように支援していくことが望まれる。

## 要約と今後の課題

本研究では、青年期の葛藤場面における判断基準の特徴として、Turiel,E.(1983)のいう社会的知

識の、3つの領域の調節の仕方から検討を行った。予備調査（研究Ⅰ）で得られた自由記述から、葛藤場面における対処方法により、その判断基準の具体的内容に違いが生じることが示された。研究Ⅱでは、予備調査によって作成された判断基準測定項目を用い、社会的知識の領域調節に関する検討を行った。その結果から、複数の領域が混合して一つの判断基準となりうるという、高校生の社会的知識の領域調節の仕方の特徴が明らかになった。

ただし、これらの結果は、仮想場面によって導き出されたものであることから、今後は以下のような点に留意し、検討を行うべきであろう。

まず、問題行動に関する研究は、個人の大変ネガティブな側面を対象とすることから、本研究では、青年に非行経験の有無やその経験の内容について直接尋ねることは行わず、“友人の万引きに対してどのように対処するか”という仮定の葛藤場面を用い検討を行った。それ故次のような問題点が指摘される。すなわち、本研究で作成された判断基準には、主に「友人の万引き場面」において適用できる項目が多数含まれており、社会的知識に基づく判断基準の全体的特徴を測ることに耐え難いものであることは否めない。今後は、様々な葛藤場面についての判断基準に関する検討を行い、葛藤場面一般に適用できるような、社会的知識に基づく判断基準項目の作成を行っていくことが望まれる。さらに、問題行動の経験により、その経験からの感情や思いが、社会的知識の調節の仕方に影響を及ぼすことが推察されることから、今後は、被験者自身の問題行動経験の有無を考慮し、検討することが望まれる。そうすることにより、問題行動経験の有無による社会的知識の差を明確にすることが可能となり、問題行動の予防的次元での対応において、より具体的な手助けができるであろう。

次に、判断基準項目を作成する際、項目内容及びカテゴリーがTuriel,E.(1983)のいう社会的知識の3つの領域の複数領域に及んでいると捉えられる可能性のある、多義にわたる項目があったのではないかと懸念される。今後は、このような項目に関しては削除・修正を行い、項目の領域への合

致性を高めることにより、青年期の社会的知識の領域調節の仕方について、詳細な検討を行うことができると考えられる。

これらのことを解決することが今後の課題である。

## 参考文献

- 木村敦 1998 報告書「現代の少年非行を考える」  
について—作成の経緯とその問題意識 刑政  
109巻 11号
- 二宮克美 1997 社会的情報処理能力と社会的知  
識について：三島・諸井・相川論文へのコメン  
ト 名古屋大学教育学部紀要 第44巻 25-28
- Turiel,E. 1983 The development of social knowl-  
edge : Morality and convention. Cambridge,  
England : Cambridge University Press
- 山岸明子 2002 現代青年の規範意識の希薄性の  
発達の意味 順天堂医療短期大学紀要 13巻  
49-58